

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格調査における提出書類の明確化～措置法 66 条の 4 改正

租税特別措置法第 66 条の 4（国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制））が改正され、移転価格の調査等で提示または提出を求められる書類が法律上明確になりました。改正による内容は、実質的には改正前の移転価格事務運営要領 2-4（調査時に検査を行う書類等）の内容と変更はありませんが、納税者の予見可能性を確保し、税務行政の透明化・円滑化を目的として改正が行われたものとみられます。

1. 租税特別措置法の改正（租税特別措置法第 66 条の 4 第 6 項、第 8 項）

移転価格調査において、法人が一定の書類等を遅滞なく提示または提出しない場合は、税務署長は以下①および②の権限を行使することができます。ここで提示または提出を求められる書類について、改正前は「帳簿書類」という記載にとどまり具体的な内容は明記されていませんでしたが、平成 22 年度改正により「書類として財務省令で定めるもの」と改められました。

- ① 独立企業間価格の推定による更正または決定（租税特別措置法第 66 条の 4 第 6 項）
- ② ①の推定を行うための同業者に対する質問検査権の行使（シークレットコンパラブルの収集）（租税特別措置法第 66 条の 4 第 8 項）

2. 提示又は提出を求められる書類の範囲

（租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 第 1 項第 1 号、第 2 号）

上記 1 の租税特別措置法第 66 条の 4 第 6 項および第 8 項に規定する「書類として財務省令で定めるもの」とは以下の通りです。

第 1 号 国外関連取引の内容を記載した書類

- イ. 国外関連取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類
- ロ. 当該内国法人及び国外関連者が果たす機能、及び国外関連取引において各々が負担するリスクを記載した書類
- ハ. 国外関連取引において使用した無形固定資産、その他の無形資産の内容を記載した書類
- ニ. 国外関連取引に係る契約書、又は契約の内容を記載した書類
- ホ. 国外関連取引に係る対価の額の設定方法、及び設定に係る交渉の内容を記載した書類
- ヘ. 当該内国法人及び国外関連者の、当該国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類
- ト. 国外関連取引に係る市場に関する分析、その他市場に関する事項を記載した書類
- チ. 当該内国法人及び国外関連者の事業の方針を記載した書類
- リ. 当該国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類

第 2 号 独立企業間価格を算定するための書類

- イ. 選定した独立企業間価格の算定方法、及びその選定の理由を記載した書類
下記ロ～ホ以外で、独立企業間価格算定に当たり作成した書類
- ロ. 採用した比較対象取引等の選定に係る事項、及び比較対象取引等の明細を記載した書類
- ハ. 利益分割法を選定した場合における、各帰属金額を算出するための書類
- ニ. 複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合における、その理由及び各取引の内容を記載した書類

ホ. 比較対象取引等について差異調整等を行った場合、その理由及び調整等の方法を記載した書類

3. 推定規定又は同業者に対する質問検査規定を適用する際における運営基準の明確化 (移転価格事務運営要領 2-5)

平成 22 年度税制改正等に伴い「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」が改正され、課税庁が推定規定又は同業者に対する質問検査規定を適用する際の運営基準が明確になりました。

(1) 書類の提示等を求める際の運営基準

- ① 法人に書類の提示等を求める場合は、必要な範囲内で期日を定める。
- ② ①の期日は、法人の意見を聴取した上で、準備に通常要する期間を斟酌して定める。
- ③ 法人が独立企業間価格を算定している場合には、当該法人がその算定に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討し、その他の書類の提示等を求める必要があるかどうかを判断する。

(2) 独立企業間価格の算定に必要と認められる書類の検討に係る運営基準

- ① 法人から提示等された書類を総合的に検討した結果、独立企業間価格を算定することができず、推定規定又は同業者に対する質問検査規定を適用する場合には、その理由を説明する。
- ② 当該書類が不正確な情報に基づき作成された場合には、正確な情報等に基づき作成した書類を速やかに提示等するよう法人に求める。